

反すう動物用飼料への動物由来たんぱく質混入防止に関するガイドラインの解説

第 1 目的

本ガイドラインは、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等の伝達性海綿状脳症の発生防止に万全を期するため、飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）の製造、輸入、流通、保管、給与等の各過程における反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関する管理の基本的な指針を示すものである。

【解説】本ガイドライン（以下「指針」）は、飼料および飼料添加物の原材料の搬入から家畜への給与までの全ての過程において、動物由来たん白質が反すう動物用飼料に混入することを未然に防止するため、反すう動物用飼料と他の飼料を確実に分離して、製造、流通、保管、給与等を管理するためのものである。

第 2 定義

次に掲げる用語の定義の他、本ガイドラインにおける用語の定義は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）及びその関係法令に用いられている用語の定義と同様とする。

1 A 飼料

飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊及びしかをいう。以下同じ。）に給与される又は可能性のあるものとして動物由来たん白質が混入しないように取り扱われるものをいう。

【解説】飼料、飼料添加物およびその原材料のうち、反すう動物に給与されるもの、または、給与される可能性があるものは、A 飼料として本ガイドラインにしたがって、動物由来たん白質が混入しないように取り扱わなければならない。なお、農家において鶏、豚に給与される、または、その可能性がある飼料等で動物由来たん白質が混入しないように取扱われるものも A 飼料とすることが出来る。

2 B 飼料

飼料等及びその原料のうち A 飼料以外のものをいう。

【解説】B 飼料とは、反すう動物に給与、または給与する可能性があるものとして本ガイドラインにしたがって、動物由来たん白質が混入しないように取り扱われている飼料以外の飼料をいう。

3 動物由来たん白質等

次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲン、反すう動物に由来しない油脂並びに省令別表第 1 の 4 の(1)に規定する特定動物性油脂を除く。

ほ乳動物由来たん白質

家きん由来たん白質

魚介類由来たん白質

動物性油脂

食品残渣に由来する動物由来たん白質

飼料添加物（ ～ に該当する物質が含まれるものに限る。）

【解説】

「ほ乳動物由来たん白質」とは、ほ乳動物の肉、血液、内臓、皮毛、骨、蹄角等およびこれらを原料として加工した物をいう。

「家きん由来たん白質」とは、家きんの肉、血液、内臓、羽毛、骨、嘴、足等およびこれらを原料として加工した物をいう。

「魚介類由来たん白質」とは、魚、貝等海産動物およびこれらを原料として加工した物をいう。

「動物性油脂」とは、家畜、家きん由来の油脂およびこれらを原料として加工した物をいう。

「食品残渣に由来する動物由来たん白質」とは、動物由来たん白質を含む、または、含む可能性のある食品残渣をいうが、告示により鶏、豚以外には食品残渣は給与することが出来ない。

対象の「飼料添加物」とは、動物性油脂、脱脂魚粉等を含んだ飼料添加物をいう。ただし、脱脂粉乳、乳糖等の乳製品および農林水産大臣の確認を受けたゼラチン、コラーゲンを含んだ飼料添加物は除く。

4 容器

船のホールド、はしけ、コンテナ、バルク車、トランスバッグ、ショベル、バケット、PP袋、紙袋その他飼料等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものをいう。

【解説】飼料等およびその原材料が直接接触するものであって、これらの輸送、または保管に用いられるものをいう。

5 クリーニング

清掃クリーニング

施設、設備、器具等について、残留物を除去し、清掃した後、残留物がないことを目視、ふき取り等によって確認することをいう。

【解説】「清掃クリーニング」とは、施設、設備、器具等をほうき、エアール等により飼料等の残留物を除去することをいう。

洗浄クリーニング

施設、設備、器具等について、残留物を除去し、清掃及び洗浄（洗浄液による洗浄又はそれと同等の効果を有する洗浄をいう。）した後、残留物がないことを目視又はふき取り等により確認することをいう。

【解説】「洗浄クリーニング」とは、施設、設備、器具等を水等の液体を用いて洗い清めることをいうが、飼料工場のように水等による洗浄が困難な施設では、粉体による洗浄も同等の効果を有すれば可とする。

同等の効果とは、水等の洗浄液で行った洗浄結果（残留物（成分）の有無）と同等程度の洗浄方法である。

6 搬送

搬送機を用いて施設内又は施設間で飼料等及びその原料の移動を行うことをいう。

【解説】「搬送」とは、飼料工場、ストックポイント、農家等において、チェーン、バケット、スクリュー、ベルト等のコンベア、空気輸送等に

よって施設間、工程間を移動することをいう。

7 小分け

需要者の利用に適するように飼料及びその原料の分割、容器の詰め替えを行うことをいう。

【解説】「小分け」とは、バルク車からトランスバッグ、トランスバッグから紙袋等、一度区分けした飼料等をさらに区分けすることであり、量の多少は問わない。

第3 基本的な指針

BSE等の発生防止に万全を期するには、動物由来たん白質等を含む飼料を反すう動物に給与しない対策を講じることが重要である。他方、動物由来たん白質等を含む飼料を反すう動物以外の動物に対して給与しないこととするのは困難である。このため、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において次のとおり、A飼料とB飼料とを適切な方法により確実に分離するなど必要な措置により、動物由来たん白質等のA飼料への混入防止を効果的かつ効率的に進めることとする。

なお、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与を行う者が1及び2に掲げる事項について委託等により自ら行わない場合は、当事者は、これらを行う者との間で必要な措置を講じることについて取決めを行い、かつ、当該取決めが実施されていることを定期的に調査、確認することとする。

【解説】輸入業者における飼料の輸送および保管業務や、飼料製造業者の輸送業務、販売業者の保管業務等は一般的に自らがその業務を行わない場合が多い。

この場合、「取決め」とは、保管業務受委託、輸送業務受委託等に係る当該指針を適切に実施するための管理契約等を関係者間で取り交わすことをいう。

「定期的な調査、確認」とは、取扱いの飼料の種類、量等を勘案し、一定の期間を定めて調査、確認をすることをいう。

1 通則

A 飼料として用いることとしている飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、B 飼料又は動物由来たん白質等を含有し、又は混入しないよう適当な措置を講じることとする。

【解説】A 飼料を取り扱う施設等にあつては、B 飼料または動物由来たん白質が施設、機器、容器、衣服、清掃具等に残留又は付着して混入することや粉塵等により混入することを未然に防止する措置であり、本指針の通則、細則に基づき専用化等の措置を講ずることをいう。

A 飼料として用いることとしている飼料等について、B 飼料又は動物由来たん白質等が混入し、または混入したおそれがあるときは、当該飼料を回収し、適切に再生又は廃棄することとし、A 飼料として用いないこととする。

【解説】製造、搬送、保管、輸送等において、A 飼料に B 飼料又は動物由来たん白質が誤って混入または混入のおそれがある場合は、当該飼料を回収し、廃棄するか又は B 飼料の施設で適切に再生する。この場合、再生した飼料等は A 飼料として用いることは出来ない。

B 飼料として用いることとしている飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっても、これらの各過程において、牛肉骨粉等を含有し、又は混入しないよう適当な措置を講じることとする。

【解説】B 飼料には農林水産大臣の確認したチキンミール、フェザーミール等を用いることができるが、飼料等の製造等の各過程において反すう動物由来の肉骨粉等が混入しないよう施設、設備、機器の専用化、粉塵の侵入防止等適当な措置を講じることとする。

B 飼料又は動物由来たん白質等が A 飼料専用の容器に充てんされた場合は、速やかに当該容器を洗浄クリーニングすることとする。

【解説】誤って A 飼料の容器に B 飼料又は動物由来たん白質等が充てん

された場合は、当該容器を洗浄クリーニングし、残留物がないことを確認した後でなければ A 飼料の容器として用いてはならない。

B 飼料又は動物由来たん白質等が A 飼料のみを取り扱う場所を直接通過した場合は、速やかに当該場所を洗浄クリーニングすることとする。

【解説】A 飼料を取り扱う施設（製造、搬送、保管、給餌等の施設）内を B 飼料、または、動物由来たん白質等が直接通過した場合は、当該施設等を洗浄クリーニングし、残留物がないことを確認した後でなければ A 飼料の施設として用いてはならない。

なお、「直接通過」とは、B 飼料または動物由来たん白質等が施設等に直接接触することをいう。

飼料等及びその原料を扱う施設、設備、機器並びに環境を定期的に清掃、点検、検査することとする。

【解説】「定期的に」とは、その施設の粉塵の発生、残留物の多少、作業員の移動等を勘案して一定の期間を定め清掃、点検、検査することをいう。検査については、目視、ふき取りまたは試験によるものとする。

作業従事者を介して B 飼料又は動物由来たん白質等が A 飼料に混入することを防止するため、B 飼料又は動物由来たん白質等を取り扱った後に A 飼料を取り扱う作業従事者は、作業着を交換し、又はエアー等により被服、手足、靴等の付着物を除去する等の対策を講ずることとする。

【解説】原則として A 飼料を取り扱う施設と B 飼料を取り扱う施設の作業従事者は各施設専用の従事者とするのが望ましいが、止むを得ず両施設で従事しなければならない場合および検査等のために施設に入る場合で、B 飼料施設から A 飼料施設へ移動する際は、エアー、水等で被服、帽子、履物、手足、毛髪等の付着物を除去することをいう。

B 飼料及び動物由来たん白質等を取り扱う施設、設備、機器等を A 飼料を取り扱う施設、設備、機器等に転用する場合は、事前に次のことを行うこととする。

- ・ 洗浄クリーニングを実施すること。
- ・ 洗浄クリーニング後に取り扱う A 飼料の最初のロットについて、動物由来たん白質等が含まれていないことを確認すること。

【解説】B 飼料の製造、保管等の施設を止むを得ず A 飼料の施設として転用する場合は、残留物がないよう洗浄クリーニングをすること。

また、転用後最初に製造、保管等を行った A 飼料の最初のロットについて、試験等により動物由来たん白質等が含まれていないことの確認を行う。

洗浄クリーニングは、洗浄の効果について事前に十分な検証を行った方法を用いることとする。

【解説】「十分な検証を行った方法」とは、洗浄クリーニングする場合、洗浄の材質、量、回数等について動物由来たん白質が含まれなくなることを事前に評価した方法であり、キャリアオーバー防止のために実施したクリーニングなどが参考となる。

2 細則

(1) 搬送

A 飼料の搬送経路は、B 飼料および動物由来たん白質等の搬送経路と共用しないこととする。

【解説】チェーン、バケット、スクリュー、ベルトなどのコンベア、空気輸送等の搬送の経路は A 飼料、B 飼料を完全に分離することをいう。

A 飼料の搬送に当たっては、専用の容器を用い、又は搬送経路に適当な覆いを設けることにより、原則として閉鎖系とすることとし、作業等により開放する必要がある場合は、B 飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じることとする。

【解説】搬送に用いる「専用の容器」とは、施設内に一時保管するトランスバグや、農家における給餌車等である。

搬送機は粉塵の侵入、荷こぼれ等を防止する見地から原則として閉鎖系とする。

また、故障、点検、検査等で搬送経路を開放する場合は、その個所に覆いをするなど粉塵の侵入、荷こぼれの防止対策を講じることを行う。

および は、B 飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

【解説】 および は、A 飼料と表示した飼料を出荷する施設および反すう動物を飼養している農家のみに適用し、これ以外は適用しない。

(2) 製造・小分け等

ア 製造等設備

A 飼料の製造等設備は、原則として閉鎖系とし、作業等により開放する必要がある場合は、B 飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じることとする。

A 飼料の製造等設備を閉鎖系とすることが不可能な場合は、B 飼料及び動物由来たん白質等を取り扱う設備から十分離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

【解説】A 飼料の製造等の設備は、A 飼料以外の飼料等の製造等設備と完全分離し、B 飼料および動物由来たん白質等の粉塵の侵入等を防止するため閉鎖系とする。「閉鎖系」とは、その施設を閉め閉ざすことであり固体が侵入しないことをいう。なお、閉鎖が不可能な場合は、B 飼料又は動物由来たん白質等の粉塵が侵入しない十分なる距離に A 飼料の製造等設備を設置するか、又は壁、粉塵の侵入を防止できる仕切り等で区

分する。

イ 包装設備等

A 飼料の包装設備は、B 飼料及び動物由来たん白質等の包装設備と共用しないこととする。

【解説】ホッパー、計量器、充填機などの包装設備および包装に係る周辺の設備は、A 飼料と B 飼料を共用してはならない。

A 飼料の包装設備は、B 飼料及び動物由来たん白質等の包装設備から十分に離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

【解説】A 飼料の包装設備等は、B 飼料又は動物由来たん白質等の粉塵が侵入してこない十分なる距離に包装設備を設置するか、又は壁、粉塵の侵入を防止できる仕切り等で区分する。

A 飼料の製品の包装に使用する容器は、専用化することとする。

【解説】A 飼料に用いる紙袋、PP 袋、トランスバッグ等の包装容器は A 飼料専用とする。

すべての包装された飼料等について、包装に使用する容器に破れ等がないことを確認することとする。

【解説】A 飼料、B 飼料とも荷こぼれ等による混入を防止するため、包装に使用する前に当該容器に破れ等がないことを確認して使用する。

(3) 輸送

A 飼料の輸送に当たっては、原則として A 飼料又は反すう動物用飼料専用である旨を表示した専用の容器を用いることとする。

なお、バラ積み船、海上コンテナ、はしけその他の専用が不可能な容器は、A 飼料の積載前に、清掃クリーニングを行い、さらに、B 飼料又は動物由来たん白質等の残存が認められる場合は、洗浄クリーニング等の混入防止対策を行った後に使用することとする。

【解説】A 飼料を輸送する際には、紙袋、PP 袋、トランスバッグ、バルク車等の容器に反すう動物用飼料専用である旨の「A 飼料」、「反すう動物用飼料」、「牛用飼料」等の文字を表示しなければならない。

バラ積み船、はしけ、バケット等専用が困難な容器については、A 飼料を取り扱う前に清掃等のクリーニングを実施した後に使用する。また、B 飼料又は動物由来たん白質等に使用した又はその可能性がある場合は、A 飼料を取り扱う前に洗浄クリーニング等を実施した後使用する。

A 飼料の輸送に使用する容器のうち、繰り返し使用するトランスバッグ等の容器は、B 飼料の輸送に使用する容器と区分して保管し、定期的又は使用前に清掃クリーニング又は洗浄クリーニングを行うこととする。

【解説】輸送に使用する A 飼料の容器は、B 飼料に使用する容器（飼料等の充てん前、後を問わず）と区分して保管する。

また、A 飼料として繰り返し使用するトランスバッグ等の容器については、使用前に清掃クリーニングを実施した後に使用するとともに、一定の期間を定め洗浄クリーニングを実施する。

(4) 受入れ

A 飼料の受入れに当たっては、当該飼料が A 飼料として取り扱われているものであることを伝票等により確認することとする。

【解説】「受入れ」とは、工場、倉庫、ストックポイント、農家等において、飼料、飼料添加物およびその原材料を受入れることをいう。

飼料等の受入れに際しては、飼料等の送り状等の伝票および当該飼料

等の容器に表示されている当該指針第 3 の 2 の (3) に基づき反すう動物用飼料専用である旨の表示とを照合、確認する。

粉塵等の飛散を最小限に抑えることとする。

【解説】飼料等の受入れに際しては、粉塵の発生が少ない装置の設置、粉塵が飛散しにくい施設の設置および粉塵の飛散の少ない作業方法など、受入れ施設内における粉塵等の飛散を最小限に抑えること。

同時に又は連続して A 飼料と B 飼料を受入れないこととする。

【解説】「同時」とは、同じ時間帯に A 飼料と B 飼料を受入れることであり、具体的には、壁などにより遮断されていない隣り合わせた施設での受入れ作業などが該当する。

また、「連続」とは、時間的な隙間がなく輸送された飼料等を受入れる際、A 飼料から B 飼料又は B 飼料から A 飼料を同一受入れ場所へ受入れることをいう。

A 飼料の受入口（切込口、荷下ろし場所等をいう。以下同じ）は、B 飼料及び動物由来たん白質等の受入口と隔離された受入口を用いることとする。ただし、包装された飼料等を開封せずに受入れる場合であって、A 飼料の荷下ろし場所と B 飼料及び動物由来たん白質等の荷下ろし場所が明確に区分されているときは、当該荷下ろし場所については、この限りでない。

【解説】「隔離された受入口」とは、仕切りあるいは粉塵の飛散を防止できるに十分な距離がある受入口をいう。

なお、紙袋、トランスバッグ等包装された飼料等をそのまま受入れる場合であって、荷降し場所が A 飼料と B 飼料とで明確に区分されている場合は隔離するまでの必要はない。

受入れに用いる容器、ほうき等の A 飼料が直接触れる器具は、専用化することとする。ただし、アンロード用機器等で専用化できないものは、使用前に洗浄クリーニングを実施することとする。

【解説】受入れに用いる容器、清掃用のほうき等で直接 A 飼料が触れる物は専用化するが、受入れの際使用するフォークリフト等の機器で直接 A 飼料に触れない物は使用前に清掃クリーニングして使用する。

なお、A 飼料に直接触れる受入れのための機器であって、専用化することが困難な機器については使用前に洗浄クリーニングを実施する。

及び は、B 飼料のみを出荷する施設及び反すう家畜を飼養していない農家には適用しないものとする。

【解説】B 飼料のみを出荷する施設および反すう動物以外を飼養している農家は、 の A 飼料の確認、 の容器等の専用化については適用除外である。

(5) 保管

A 飼料の保管に当たっては、専用の容器を用い、又は専用の保管場所を設けることとする。

【解説】A 飼料を保管する場合、紙袋、トランスバッグ、バルク車、工場のタンク、ストックポイントのタンクおよび農家のタンク等の容器は専用とする。

また、紙袋等の容器を用いた A 飼料の保管についても、B 飼料等と区別した保管場所を設ける。

飼料等の保管場所においては、色分け、対象家畜等の掲示等、出荷等の作業時に人為的ミスを起こさないよう対策を講じることとする。

【解説】飼料等の保管中の管理、出荷作業時等の際、保管場所においての人為的なミスを防ぐため、飼料等の保管する場所に当該飼料等の対象家畜等がわかるよう、A 飼料、B 飼料の色分け、または、牛用、豚用など

の対象家畜等を見やすい場所に掲示する。

及び は、B 飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

【解説】B 飼料のみを保管・出荷する施設および反すう動物を飼養していない農家には保管に関する指針は適用しない。

(6) 出荷

ア 無包装の製品の出荷等

容器に収められていない A 飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載等する出荷口は、専用化することとする。

【解説】バルク車、トラック等にバラの A 飼料を積載する場合、当該飼料等の出荷口は A 飼料専用とする。

A 飼料の出荷口は、B 飼料及び動物由来たん白質等の出荷口から十分に離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

【解説】A 飼料の出荷口は、B 飼料および動物由来たん白質等の出荷口から粉塵の飛散を防止するに十分なる距離がある場所に設置するか、または、壁による B 飼料との隔離、仕切りによる B 飼料との区分け等を行う。

イ 包装品の出荷等

包装された A 飼料の出荷は、B 飼料及び動物由来たん白質等の出荷と区分して行うこととする。

【解説】紙袋、トランスバッグ等包装された A 飼料の出荷は、B 飼料および動物由来たん白質等の出荷場所と区分して行い、車両に積載する場合にも飼料等をポリエチレン等で覆うか仕切りによる区分けをする。

(7) 給与

B 飼料は、反すう動物に給与しないこととする。

反すう動物に A 飼料を給与する際に用いる器具は、専用化することとする。

【解説】反すう動物へ飼料を給与する際に使用する、給餌車、シャベル、バケツ等の器具は A 飼料の専用とする。

第 4 管理体制

1 管理業務

1 及び 2 の (1) から (6) までの基本的な指針を効果的かつ効率的に実行するため、飼料業務管理規則を策定し、これを書面化することとする。

【解説】第 3 の 1 および 2 の (1) から (6) までの基本的な指針を的確に実施するため、飼料、飼料添加物およびその原材料を製造、販売する者が対象となり、事業場毎に飼料業務管理マニュアル等の規則を策定し、文書化する必要がある。

飼料業務管理規則に基づく業務管理の実施及びその確認については、その内容を記録し、8 年間保存することとする。

【解説】当該規則に基づき実施した業務についてその内容を記録する。

また、記録は飼料安全法第 52 条に基づく帳簿の保存期間と同じく 8 年間保存する。

記録すべき内容は、飼料等の名称、製造業者名、入荷年月日、製造年月日、出荷年月日、確認年月日、清掃・洗浄・表示等の確認内容、不適切時の年月日・処置内容等その事業場の実態に合わせた実施内容を記録する。

法第 25 条に規定する飼料製造管理者は、飼料業務管理規則を遵守した業務管理が行われるよう実地に管理することとする。

【解説】飼料の安全性を確保する観点から、法第 25 条に規定する飼料製造管理者が、当該規則を遵守した管理を行う。

「実地に管理」とは、その事業場において直接飼料等の製造の業務に携わり、製造の過程において違反等が行われないように管理することである。なお、複数の事業場の管理や名義貸しは出来ない。

飼料製造管理者を設置する必要のない事業場において、混入防止対策の責任者を設置し、当該責任者が飼料業務管理規則を遵守した業務管理が行われるよう実地に管理することとする。

【解説】飼料安全法第 25 条の規定に基づく飼料を製造しない事業場および飼料の販売の業務を行う事業場については、上記 に定める飼料製造管理者と同様の業務管理を実地に行う。

～ については、飼料等の製造業者及び販売業者に適用するものとする。

【解説】 当該指針に基づく管理業務は、飼料等の製造、販売業者に適用するが、保管、輸送等について委託により自ら業務を実施しない製造、販売業者は、当該保管、輸送等の業務を実施する者との間に当該指針に基づく業務管理についての委託契約等の取決めを行う。

2 品質管理

業務管理が有効に機能していることを検証するとともに、A 飼料の品質を管理するため、A 飼料への動物由来たん白質等の混入の有無について、定期的に検査を行うこととする。

【解説】品質管理は、業務管理が適切に実施しているかの検証および A 飼料の品質について管理することである。

「定期的に検査」とは、取り扱う飼料等の原料構成、取扱い頻度、量等

を勘案し、一定期間を定め検査を行うことをいう。「検査」とは、取り扱う飼料等を採取して試験によりチェックすることであり、その飼料等の原料の構成、製造の実態等を勘案して顕微鏡鑑定、ELISA、PCR 法などから選択して実施する。なお、これらの試験は依頼して行うことも出来る。

について、飼料品質管理規則を策定し、これを書面化することとする。

【解説】上記 の品質管理にあたり事業場毎、飼料品質管理マニュアル等の規則を書面により策定する。

飼料品質管理規則に基づく品質管理の実施及びその確認については、その内容を記録し、8年間保存することとする。

【解説】当該規則に基づき実施した業務についてその内容を記録する。

また、記録は飼料安全法第 52 条に基づく帳簿の保存期間と同じく 8 年間保存する。

記録すべき内容は、検査した飼料等の製造（輸入）年月日、名称、サンプリング年月日、試験年月日、試験者、試験の結果等その検査した飼料等の実態に合わせた検査の実施内容を記録する。

品質管理責任者を設置し、この者が飼料品質管理規則を遵守した品質管理が行われるよう実地に管理することとする。

【解説】飼料等の品質を確保する観点から、品質管理責任者を設置して当該規則を遵守した管理を行う。

「実地に管理」とは、その事業場において直接飼料等の品質管理の業務に携わり、違反等が行われないように管理することである。

～ については、飼料等の製造業者に適用するものとする。

【解説】当該指針は、飼料等の製造業者に適用するものである。

第 5 経過措置

現に反すう動物を対象とする飼料をほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質または魚介類由来たん白質を含む飼料の製造工程と同一の製造工程において製造している飼料の製造業者については、平成 17 年 3 月 31 日までの間は、引き続き旧ガイドラインに準じた対策によることができることとする。

【解説】 「飼料および飼料添加物の成分規格等に関する省令」に規定する、牛等を対象とする飼料と動物由来たん白質等を含む飼料の製造工程と同一の製造工程において製造している製造業者については、平成 17 年 3 月 31 日までは、当該規定を適用しないこととされたことから、本指針も省令と同様、製造業者については旧ガイドラインに準じた対策によることができるとされた。

なお、製造業者以外の飼料等の取扱業者にあつては、法的な猶予期間はないが、速やかに対応することが望ましい。